

## 教育職員免許状取得のための単位の修得方法

(総合理工学部履修細則別表 5 関係)

### I 総合理工学部で取得できる教育職員免許状

総合理工学部で取得できる教育職員免許状は、次のとおりです。

中学校教諭	一種免許状 (理科)	高等学校教諭	一種免許状 (理科)
中学校教諭	一種免許状 (数学)	高等学校教諭	一種免許状 (数学)
		高等学校教諭	一種免許状 (情報)
		高等学校教諭	一種免許状 (工業)

### II 教育職員免許状を取得するための要件

教育職員免許状を取得するためには、II～VIIの要件を全て満たさなければなりません。  
(VIIの介護等体験は、中学校教諭一種免許状取得の場合のみ。)

#### 1. 免許状の種類毎に、次の基礎資格を有していること。

中学校教諭	一種免許状	・・・	学士の学位を有すること。(大学を卒業すること。)
高等学校教諭	一種免許状	・・・	学士の学位を有すること。(大学を卒業すること。)

#### 2. 教育職員免許法第5条別表第1備考第4号に規定する文部科学省令で定める科目 (教育職員免許法施行規則第66条の6)の単位を修得していること。

①日本国憲法	日本国憲法	・・・	2単位
②体育	健康スポーツ	・・・	2単位
③外国語コミュニケーション	英語 I B	・・・	1単位
	英語 II A	・・・	1単位
④情報機器の操作	情報科学	・・・	2単位
	基礎プログラミング	・・・	2単位

### III 教科及び教科の指導法に関する科目 (教科に関する専門的事項) の単位の修得方法

別表 P33 からのとおり、免許教科毎に、それぞれ定められた「教科及び教科の指導法に関する科目 (教科に関する専門的事項)」の単位を修得しなければなりません。

例えば、理科 (中学校教諭一種) の免許を取得する場合は、表中の「免許法施行規則に定める科目区分」欄に物理学～物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験まで 5 区分あり、それぞれの区分の中から必修単位を修得、必修単位を含め合計 20 単位以上を修得しなければなりません。他の免許種も同様に、必修単位を含め合計 20 単位以上を修得してください。

なお、「教科及び教科の指導法に関する科目 (教科に関する専門的事項)」で修得した

単位は、卒業要件単位に含めることができます。

#### IV 教職に関する科目の単位の修得方法

別表 P 41 のとおり、教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）と同様に、「教職に関する科目」のそれぞれの区分毎に定められた単位を修得しなければなりません。教職に関する科目は学校種及び教科によってそれぞれ修得単位が異なりますので、自分が取得する免許状毎に間違いがないように履修してください。

特に、高等学校の「理科」、「数学」及び「工業」の免許状を取得する場合には、（ ）又は [ ] の単位が付してありますが、これは免許法上の特例によって修得する単位です。

特例によって単位を修得した場合は、備考欄に説明がありますが、本来修得すべき単位（理科・数学は31単位）と特例により修得した単位（理科・数学の場合17単位）との差単位（理科・数学の場合、 $31 - 17 = 14$ 単位）は、Ⅲで記した「教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）」から修得しなければなりません。従って、教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）の修得単位は、20単位の上に14単位を多く修得することになります。特例によらず修得した場合（理科・数学の場合31単位）は、その必要はありません。

なお、「教職に関する科目」で修得した単位は、卒業要件単位には算入できませんので注意してください。

#### V 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法

Ⅱ～Ⅳまで修得すべき単位について説明しましたが、別表 P 42 に定められている「大学が独自に設定する科目」も修得しなければなりません。

この科目は、中学校教諭一種免許状の場合4単位、高等学校教諭一種免許状の場合12単位を修得しなければならず、前述のⅢ及びⅣで修得した単位とは別に、「教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）」又は「教職に関する科目」の表から修得しなければなりません。特に、Ⅳの「教職に関する科目」から修得する場合には一部使えない科目があるので、「教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）」から修得した方が良いと思われます。

例年、この「大学が独自に設定する科目」の取り忘れにより、免許が取得できない方がいますので、特に注意が必要です。

#### VI 教育実習について

「教育実習」の単位の修得は、中学校と高等学校では異なります。

中学校教諭一種免許状を取得するとき（同時に高等学校教諭一種免許状を取得する場合を含む。）は「教育実習Ⅰ」4単位を、高等学校教諭一種免許状（工業を除く。）のみを取得するときは「教育実習Ⅱ」2単位を修得しなければなりません。また、教育実習の前後に行われる「事前及び事後の指導」1単位の修得もそれぞれに必要です。

総合理工学部の場合、2年次の3月頃に実習校に実習のお願いに行き、4年次の6月又は9月（早い学校では5月、遅い学校では11月の場合もある。）に教育実習を行うこ

とになります。

教育実習を履修するためには、「教育実習履修願」を提出するまでに修得すべき単位数があり、更に4年次の実習までに修得しなければならない単位数が定められていますので、P43に記載されている「総合理工学部教育実習取扱規則」をよく読んで確認しておいてください。

## Ⅶ 介護等体験について

中学校の教育職員免許状（総合理工学部では、理科・数学）を取得するための条件として、上記Ⅱ～Ⅵの単位の修得以外に、障がい者、高齢者に対する「介護等体験」が必要になります。

「介護等体験」は、「義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に対する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行なわせる措置」（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律、平成9年法律第90号）に基づいて設定されたもので、原則として、島根県内の社会福祉施設（老人ホーム等）での体験が5日間、島根県内又は鳥取県内（鳥取県出身者に限る。）の特別支援学校（盲学校、聾学校、養護学校等）での体験が2日間の計7日間が義務付けられています。実施時期は3年次で、体験終了後、「介護等体験に関する証明書」が発行されます。

なお、「介護等体験に関する証明書」は再発行できませんので、紛失することがないように十分注意してください。

【参考】総合理工学部において修得することを必要とする最低修得単位数について

「教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）」、「教職に関する科目」及び「大学が独自に設定する科目」の免許状の種類毎の最低修得単位数（特例を除く。）

種 類	教科及び教科の 指導法に関する科目（教 科に関する専門的事項）	教職に関する科目	大学が独自に 設定する科目
中学校教諭一種免許状	20	39	4
高等学校教諭一種免許状	20	31	12

## 総合理工学部履修細則

(平成16年島大総合理工学部細則第1号)

(平成16年4月1日制定)

[令和8年6月24日最終改正]

(趣旨)

第1条 この細則は、総合理工学部規則（平成16年島大総合理工学部規則第1号。以下「規則」という。）の規定に基づき、島根大学総合理工学部の教育課程及び履修方法の細目を定める。

(全学基礎教育科目の履修)

第2条 規則第5条の規定による全学基礎教育科目の履修の細目については、別表1の全学基礎教育科目履修表に定める。

(理工共通基礎科目の履修)

第3条 規則第6条の規定による理工共通基礎科目の履修の細目については、別表2の理工共通基礎科目の履修表に定める。

(理工社会実装教育科目の履修)

第4条 規則第7条の規定による理工社会実装教育科目の履修の細目については、別表3の理工社会実装教育科目の履修表に定める。

(専門人材教育科目の履修)

第5条 規則第8条の規定による専門教育科目の履修の細目については、別表4の専門人材教育科目（必修科目・選択科目）履修表に定める。

(教育職員免許状取得のための履修方法)

第6条 規則第20条第2項の規定による教育職員免許状取得のための、教育職員免許法第5条別表第1備考第4号に規定する文部科学省令で定める科目（教育職員免許法施行規則第66条の6）、教科に関する科目及び教職に関する科目の履修については、別表5の教育職員免許状取得のための履修方法に定める。

(日本語科目及び日本事情に関する科目の履修)

第7条 規則第22条及び第23条の規定による日本語科目及び日本事情に関する科目の履修の細目については、別表6の日本語科目及び日本事情に関する科目履修表に定める。

(学芸員の資格取得のための履修方法)

第8条 規則第24条第2項の規定による学芸員の資格取得のための履修方法は、別表7の学芸員の資格取得のための履修方法に定める。

第9条 削除

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年1月26日 一部改正）

- 1 この細則は、平成17年4月1日から施行し、この細則による改正後の島根大学総合理工学部履修細則別表4専門科目履修表のうち、物質科学科及び電子制御システム工学科の履修表並びに別表5教育職員免許状取得のための履修方法3. 教科に関する科目の単位の修得方法のうち、(1)物質科学科及び(4)電子制御システム工学科の修得方法については、平成16年4月1日から適用する。
- 2 平成16年度以前の地球資源環境学科、数理・情報システム学科及び材料プロセス工学科の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する地球資源環境学科、数理・情報システム学科及び材料プロセス工学科の者については、この細則による改正後の島根大学総合理工学部履修細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成17年2月23日 一部改正)

- 1 この細則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この細則による改正後の島根大学総合理工学部履修細則(以下「改正後の細則」)別表5教育職員免許状のための履修表4. 教職に関する科目の履修方法については、平成16年4月1日から適用する。
- 3 平成16年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。なお、改正後の細則別表4. 地球資源環境学科の表中、海洋地質学概論については、平成14年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年2月22日 一部改正)

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この細則による改正後の島根大学総合理工学部履修細則(以下「改正後の細則」)別表4専門教育科目履修表物質科学科備考1. ただし書については平成17年度入学生から適用し、備考3. については平成16年度入学生から適用する。
- 3 平成17年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者(物質科学科を除く。)については、改正後の細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成19年2月28日 一部改正)

- 1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の島根大学総合理工学部履修細則(以下「改正後の細則」)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の細則別表2共通教養科目(主題別科目・展開科目)履修表については、平成16年度入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者から適用する。

附 則 (平成20年2月29日 一部改正)

- 1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の島根大学総合理工学部履修細則(以下「改正後の細則」という。)

の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の細則別表2．共通教養科目（主題別科目・展開科目・総合科目）履修表については、平成16年度入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者から適用する。

- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の細則別表4．物質科学科の履修表並びに別表5．教育職員免許状取得のための履修方法3．教科に関する科目の単位の修得方法のうち、（1）物質科学科の表中、化学工学については、平成19年4月1日から適用し、改正後の細則別表4．材料プロセス工学科の履修表中、日本建築史については、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成21年2月23日 一部改正）

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の島根大学総合理工学部履修細則（以下「改正後の細則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の細則別表4．物質科学科の履修表中、物質構造特論H、物質構造特論I、物質機能特論I、物質機能特論J、量子物理特論G及び量子物理特論Hについては、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成22年2月24日 一部改正）

- 1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の島根大学総合理工学部履修細則（以下「改正後の細則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の細則別表4．材料プロセス工学科の履修表中、建築設計製図IVについては、平成19年4月1日から適用し、家族の生活と住まい及び住まいの計画については、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成23年2月23日 一部改正）

- 1 この細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の島根大学総合理工学部履修細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月19日 一部改正）

- 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の島根大学総合理工学部履修細則（以下「改正後の細則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の細則別表4．物質科学科の履修表中、太陽電池工学については、平成22年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の細則別表7．学芸員の資格を取得するための履修方法は、平成24年度入学者から適用する。

附 則（平成25年3月21日 一部改正）

- 1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。

- 平成24年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の島根大学総合理工学部履修細則（以下「改正後の細則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の細則別表4. 建築・生産設計工学科の履修表中、企業実践プロジェクトについては、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成26年2月24日 一部改正）

- この細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 平成25年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の島根大学総合理工学部履修細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年2月24日 一部改正）

- この細則は、平成27年4月1日から施行する。
- 平成26年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の島根大学総合理工学部履修細則（以下「改正後の細則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の細則別表4. 数理・情報システム学科の履修表中、数学海外演習については、平成26年度以前の入学生（当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者を含む。）にあっても適用する。

附 則（平成28年2月24日 一部改正）

- この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 平成27年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の島根大学総合理工学部履修細則（以下「改正後の細則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の細則別表4. 理工特別コースの履修表中、備考3については、平成26年度及び平成27年度入学生（当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者を含む。）にあっても適用する。

附 則（平成29年2月22日 一部改正）

- この細則は、平成29年4月1日から施行する。
- 平成28年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の島根大学総合理工学部履修細則（以下「改正後の細則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の細則別表4. 各学科の履修表中、海外就業体験については、平成27年度及び平成28年度入学生（当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者を含む。）にあっても適用する。

附 則（平成30年2月28日 一部改正）

- この細則は、平成30年4月1日から施行する。
- 平成29年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の島根大学総合理工学部履修細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年2月20日 一部改正）

- 1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の島根大学総合理工学部履修細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表5. 物理・マテリアル工学科の履修表にある、Materials Science 及び別表6. 教職に関する科目の単位の履修方法の備考6のいずれかに該当する場合は、平成30年度以前の入学生（当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者も含む。）にあっても適用する。

附 則（令和2年2月19日 一部改正）

- 1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の島根大学総合理工学部履修細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表5. 物理・マテリアル工学科の履修表にある、Introduction to high-temperature materials については、令和元年度以前の入学生（当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者も含む。）にあっても適用する。

附 則（令和2年12月23日 一部改正）

この細則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和3年2月17日 一部改正）

- 1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の総合理工学部履修細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表5. 物理・マテリアル工学科の履修表にある、Phase diagrams and alloy design については、令和2年度以前の入学生（当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者も含む。）にあっても適用する。

附 則（令和4年2月16日 一部改正）

- 1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の総合理工学部履修細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表5. 物理・マテリアル工学科の履修表にある、Physical Metallurgy of Engineering Alloys, Materials Processing for Control of Properties and Performance, 材料科学から社会を見る, 別表9. 物理・マテリアル工学科の履修表にある、外書輪読, Materials Science, Introduction to high-temperature materials, Phase diagrams and alloy design, Physical Metallurgy of Engineering Alloys, Materials Processing for Control of Properties and Performance, 別表5. 数理科学科の履修表, 別表6. 3(4) 数理科学科の中学校, 高等学校教諭一種免許状(数学)の各表, 及び別表9. 数理科学科の履修表にある、離散数学, 別表6. 【教職実践演習について】, については、令和3年度以前入学生（当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者も含む。）にあっても適用する。理工特別コース（学部共通）の

履修表（備考3の（3）⑤の括弧書，（5）①及び③のただし書を除く。）については，令和2年度及び令和3年度入学生（当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者も含む。）にあっても適用する。

附 則（令和5年2月22日 一部改正）

- 1 この細則は，令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この細則による改正後の総合理工学部履修細則の規定にかかわらず，なお従前の例による。ただし，別表5. 及び別表9. 各学科の履修表にある理工学PBL 実習A，理工学PBL 実習B，データサイエンス基礎，AI 基礎，別表5. 数理科学科の履修表，別表6. 3（4）数理科学科の中学校，高等学校教諭一種免許状（数学）の各履修表，別表6. 3（5）知能情報デザイン学科の高等学校教諭一種免許状（情報）の履修表，及び別表9. 数理科学科の履修表にある，オペレーションズ・リサーチⅠ，オペレーションズ・リサーチⅡについては，令和4年度以前入学生（当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者も含む。）にあっても適用する。別表5. 及び別表9. 建築デザイン学科の履修表にある，土質力学Ⅰ，土質力学Ⅱについては，令和4年度入学生（当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者も含む。）にあっても適用する。

附 則（令和5年3月15日 一部改正）

- 1 この細則は，令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この細則による改正後の総合理工学部履修細則の規定にかかわらず，なお従前の例による。ただし，別表6. 3（4）数理科学科の中学校，高等学校教諭一種免許状（数学）の各履修表，にある，離散数学，オペレーションズ・リサーチⅠ，オペレーションズ・リサーチⅡ，データサイエンスⅢについては，令和4年度以前入学生（当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者も含む。）にあっても適用する。

附 則（令和6年2月21日 一部改正）

- 1 この細則は，令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この細則による改正後の総合理工学部履修細則の規定にかかわらず，なお従前の例による。ただし，別表5. 物質化学科の履修表，別表9. 物質化学科の履修表にある有機工業化学については，令和5年度入学生（当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者も含む。）にあっても適用する。その際，環境化学コース学生については「専門選択科目」，材料工学特別コース学生については「\*（履修することが望ましい授業科目）」とする。別表5建築デザイン学科の履修表にある備考4については，令和5年度以前の入学生（当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者も含む。）にあっても適用する。

附 則（令和6年5月29日 一部改正）

- 1 この細則は，令和6年5月29日から施行し，令和6年4月1日から適用する。

- 2 令和5年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の総合理工学部履修細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表6. 3 (4) 数理科学科の中学校、高等学校教諭一種免許状(数学)の各履修表、別表6. 3 (5) 知能情報デザイン学科の高等学校教諭一種免許状(情報)の履修表については、令和5年度以前の入学生(当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者も含む。)にあっても適用する。

附 則(令和6年9月18日 一部改正)

- 1 この細則は、令和6年9月18日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 令和5年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の総合理工学部履修細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表5. 地球科学科の履修表にある備考1ただし書き、別表9. 地球科学科の履修表にある備考2ただし書きについては、令和5年度の入学生(当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者も含む。)にあっても適用する。

附 則(令和7年3月26日 一部改正)

- 1 この細則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の総合理工学部履修細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和8年3月25日 一部改正)

- 1 この細則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の総合理工学部履修細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和8年6月24日 一部改正)

この細則は、令和8年6月24日から施行する。ただし、この細則による改正後の履修細則別表3及び別表4の規定は、令和7年度以降の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者について、適用する。

### 教育職員免許状取得のための履修方法

※ 教育職員一種免許状を取得するためには、次の 1. ～ 6. を全て満たさなければならない。  
(6. の介護等の体験は、中学校教諭免許状取得の場合のみ。)

#### 1. 免許状の種類ごとの基礎資格

免許状の種類	基礎資格
中学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること。
高等学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること。

#### 2. 教育職員免許法第 5 条別表第 1 備考第 4 号に規定する文部科学省令で定める科目 (教育職員免許法施行規則第 66 条の 6) の単位の修得方法

免許法施行規則に定める科目	総合理工学部における授業科目				修得単位数
	科目区分	授業科目の分類	授業科目	単位数	
日本国憲法	全学基礎教育科目	教養育成科目群	日本国憲法	2	2 単位
体育		教養育成科目群	健康スポーツ	2	2 単位
外国語コミュニケーション		ユニバーサル科目群	英語 I B	1	2 単位
			英語 II A	1	
情報機器の操作	島大 S T E A M 科目群	情報科学	2	2 単位	
	専門教育科目	理工共通基礎科目	基礎プログラミング		2

3. 教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）の単位の修得方法

(1) 総合理工学科

中学校教諭一種免許状（理科）

免許 教科	免許法施行 規則に定め る科目区分	授 業 科 目	単位数	最低修得単位数	
				必修	選択
理 科	物理学	物理学序論	2	2	4
		物理数学基礎	2		
		基礎物理学	2		
		基礎電磁気学	2		
		力学Ⅰ	2		
		力学Ⅱ	2		
		物理数学Ⅰ	2		
		電磁気学Ⅰ	2		
		電磁気学Ⅱ	2		
		量子力学Ⅰ	2		
		量子力学Ⅱ	2		
		熱統計力学Ⅰ	2		
		熱統計力学Ⅱ	2		
		固体物理学Ⅰ	2		
		固体物理学Ⅱ	2		
		化学	基礎化学	2	
	基礎無機化学		2		
	基礎有機化学		2		
	基礎物理化学		2		
	基礎環境分析化学		2		
	物理化学Ⅰ		2		
	物理化学Ⅱ		2		
	量子化学		2		
	環境物理化学		2		
	物理化学演習		2		
	錯体化学		2		
	無機化学Ⅰ		2		
	無機化学Ⅱ		2		
	環境無機化学Ⅰ		2		
	環境無機化学Ⅱ		2		
	生物無機化学		2		
	有機化学Ⅰ		2		
	有機化学Ⅱ		2		
	環境有機化学	2			
有機化学演習	2				
環境分析化学	2				
高分子化学	2				
環境機器分析	2				
機器分析化学	2				

免許 教科	免許法施行 規則に定め る科目区分	授 業 科 目	単位数	最低修得単位数		
				必修	選択	
理 科	生物学	生物学	2	2		
		細胞生物学	2			
		基礎分子生物学	2			
	地学	地学通論	2	2		
		基礎地学	2			
		鉱物科学	2			
		火成岩岩石学	2			
		変成地質学	2			
		地球資源学	2			
		地球史学	2			
		地層学	2			
		古生物学	2			
		堆積学	1			
		構造地質学	2			
		自然災害・防災学	2			
		水文地質学Ⅰ	1			
		水文地質学Ⅱ	1			
		土質力学Ⅰ	1			
		土質力学Ⅱ	1			
		物理学実験・化学 実験・生物学実 験・地学実験	物理学実験ⅠA	2		※
	物理学実験ⅠB		2	※		
	物理学実験ⅡA		2			1科目 選択 必修
	物理学実験ⅡB		2			
	基礎化学実験		2	※		1科目 選択 必修
	化学実験Ⅰ		2	※		
	化学実験Ⅱ		2			
	化学実験Ⅲ		2			
	環境化学実験Ⅰ		2			
	生物学実験		2	2		
	地学実験		2	2		
岩石学実習	2					
地層学演習	1					
合 計			20単位			

(2) 総合理工学科  
高等学校教諭一種免許状（理科）

免許 教科	免許法施行 規則に定め る科目区分	授 業 科 目	単位数	最低修得単位数	
				必修	選択
理 科	物理学	物理学序論	2	2	10
		物理数学基礎	2		
		基礎物理学	2		
		基礎電磁気学	2		
		力学Ⅰ	2		
		力学Ⅱ	2		
		物理数学Ⅰ	2		
		電磁気学Ⅰ	2		
		電磁気学Ⅱ	2		
		量子力学Ⅰ	2		
		量子力学Ⅱ	2		
		熱統計力学Ⅰ	2		
		熱統計力学Ⅱ	2		
		固体物理学Ⅰ	2		
		固体物理学Ⅱ	2		
		化学	基礎化学	2	
	基礎無機化学		2		
	基礎有機化学		2		
	基礎物理化学		2		
	基礎環境分析化学		2		
	物理化学Ⅰ		2		
	物理化学Ⅱ		2		
	量子化学		2		
	環境物理化学		2		
	物理化学演習		2		
	錯体化学		2		
	無機化学Ⅰ		2		
	無機化学Ⅱ		2		
	環境無機化学Ⅰ		2		
	環境無機化学Ⅱ		2		
	生物無機化学		2		
	有機化学Ⅰ		2		
	有機化学Ⅱ		2		
	環境有機化学	2			
有機化学演習	2				
環境分析化学	2				
高分子化学	2				
環境機器分析	2				
機器分析化学	2				

免許 教科	免許法施行 規則に定め る科目区分	授 業 科 目	単位数	最低修得単位数	
				必修	選択
理 科	生物学	生物学	2	2	1科目 選択 必修
		細胞生物学	2		
		基礎分子生物学	2		
	地学	地学通論	2	2	
		基礎地学	2		
		鉱物科学	2		
		火成岩岩石学	2		
		変成地質学	2		
		地球資源学	2		
		地球史学	2		
		地層学	2		
		古生物学	2		
		堆積学	1		
		構造地質学	2		
		自然災害・防災学	2		
		水文地質学Ⅰ	1		
		水文地質学Ⅱ	1		
		土質力学Ⅰ	1		
		土質力学Ⅱ	1		
		「物理学実験、 化学実験、 生物学実験、 地学実験」	物理学実験ⅠA	2	
	物理学実験ⅠB		2	※	
	基礎化学実験		2	※	
	化学実験Ⅰ		2	※	
	生物学実験		2	※	
	地学実験		2	※	
	物理学実験ⅡA		2		
	物理学実験ⅡB		2		
	化学実験Ⅱ		2		
	化学実験Ⅲ		2		
	環境化学実験Ⅰ		2		
岩石学実習	2				
地層学演習	1				
合 計			20単位		

(3) 総合理工学科  
 中学校教諭一種免許状 (数学)

免許 教科	免許法施行 規則に定め る科目区分	授 業 科 目	単位数	最低修得単位数		
				必修	選択	
数 学	代数学	線形代数学 I	2	2	10	
		線形代数学 II	2			
		線形代数学演習セミナー I	2			
		線形代数学演習セミナー II	2			
		代数学 I	2			
		代数学 II	2			
	幾何学	数学要論 I	2			
		数学要論 II	2			
		数学要論演習セミナー I	2			
		位相数学 I	2			
		位相数学 II	2			
		幾何学 I	2	2		
		幾何学 II	2			
	解析学	基礎解析学 I	2	2		
		基礎解析学 II	2			
		基礎解析学演習セミナー I	2			
		基礎解析学演習セミナー II	2			
		解析学 I	2			
		解析学 II	2			
		複素解析学 I	2			
		複素解析学 II	2			
	「確率論、統計学」	数理統計学 I	2	2		
		数理統計学 II	2			
	コンピュータ	アルゴリズム基礎	2	※		} 1科目 選択 必修
		モデリングの数理 I	2	※		
		モデリングの数理 II	2			
		機械学習	2			
		ITスペシャリストのための確率統計	2			
		離散数学	2			
		データサイエンス特論	2			
	合 計			20単位		

(4) 総合理工学科  
高等学校教諭一種免許状 (数学)

免許 教科	免許法施行 規則に定め る科目区分	授 業 科 目	単位数	最低修得単位数		
				必修	選択	
数 学	代数学	線形代数学 I	2	2	10	
		線形代数学 II	2			
		線形代数学演習セミナー I	2			
		線形代数学演習セミナー II	2			
		代数学 I	2			
		代数学 II	2			
	幾何学	数学要論 I	2			
		数学要論 II	2			
		数学要論演習セミナー I	2			
		位相数学 I	2			
		位相数学 II	2			
		幾何学 I	2	2		
		幾何学 II	2			
	解析学	基礎解析学 I	2	2		
		基礎解析学 II	2			
		基礎解析学演習セミナー I	2			
		基礎解析学演習セミナー II	2			
		解析学 I	2			
		解析学 II	2			
		複素解析学 I	2			
		複素解析学 II	2			
	「確率論、統計学」	数理統計学 I	2	2		
		数理統計学 II	2			
	コンピュータ	アルゴリズム基礎	2	※		1科目 選択 必修
		モデリングの数理 I	2	※		
		モデリングの数理 II	2			
		機械学習	2			
		ITスペシャリストのための確率統計	2			
		離散数学	2			
		データサイエンス特論	2			
合 計				20単位		

(5) 総合理工学科  
 高等学校教諭一種免許状（情報）

免許 教科	免許法施行 規則に定め る科目区分	授 業 科 目	単位数	最低修得単位数	
				必修	選択
情 報	情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理	情報と社会・倫理	2	2	6
		コンピュータセキュリティ	2		
		情報と職業	2	2	
	コンピュータ・情報処理	計算機アーキテクチャ	2	2	
		アルゴリズム基礎	2	2	
		実践プログラミング	2		
		機械学習	2		
		データサイエンス特論	2		
		モデリングの数理Ⅰ	2		
		モデリングの数理Ⅱ	2		
	ITスペシャリストのための確率統計	2			
	情報システム	ソフトウェア工学	2	※	} 1科目 選択 必修
		オペレーションズ・リサーチⅠ	2	※	
		オペレーションズ・リサーチⅡ	2		
		データベース	2		
		システム創成プロジェクトⅠ	6		
		システム創成プロジェクトⅡ	6		
	情報通信ネットワーク	コンピュータネットワーク	2	2	
	マルチメディア表現・マルチメディア技術	マルチメディア工学	2	2	
		ヒューマン・コンピュータ・インタラクション	2		
合 計				20単位	

(6) 総合理工学科  
 高等学校教諭一種免許状（工業）

免許教科	免許法施行規則に定める科目区分	授業科目	単位数	最低修得単位数	
				必修	選択
工業	工業の関係科目	工業概論	2	2	16
		制御工学Ⅰ	2		
		制御工学Ⅱ	2		
		流体力学Ⅰ	2		
		流体力学Ⅱ	2		
		振動工学Ⅰ	2		
		振動工学Ⅱ	2		
		工業熱力学	2		
		材料力学Ⅰ	2		
		材料力学Ⅱ	2		
		ロボット工学	2		
		機械要素	2		
		計測工学	2		
		機械製図	2		
		機械設計	2		
		回路理論Ⅰ	2		
		回路理論Ⅱ	2		
		工学のための電気数学	2		
		工学のための力学基礎	2		
		シミュレーション工学	2		
		アナログ電子回路	2		
		デジタル電子回路	2		
		電磁波工学	2		
		通信工学	2		
		信号処理	2		
		光工学	2		
		機械電気電子工学実験Ⅰ	2		
		機械電気電子工学実験Ⅱ	2		
		現代建築論	2		
		建築構造力学Ⅰ	2		
		建築構造基礎	2		
		建築施工学	2		
		建築設計製図Ⅰ	2		
		建築計画学	2		
		都市計画論	2		
		西洋建築史	2		
		建築設計製図Ⅱ	2		
		住環境工学Ⅰ	2		
		建築設備学Ⅰ	2		
		建築構造力学Ⅱ	2		
		建築材料学	2		
建築構造計画学	2				
建築環境実験・フィールドワーク	2				
建築構造実験・フィールドワーク	2				
風土と住まい	2				
日本建築史	2				
建築・都市空間論	2				
建築設計製図Ⅲ	2				
構造・耐震設計学	2				
景観論	2				
繊維材料工学	2				
環境材料工学	2				
	職業指導	職業指導概説Ⅰ	2	2	
合 計				20単位	

#### 4. 教職に関する科目の単位の修得方法

教職専門科目 (卒業要件単位に 含めることはできない)	授業科目	単位	免許状の種類									
			中学校教諭 一種免許状		高等学校教諭一種免許状							
			理科	数学	理科	数学	情報	工業				
教科及び教科の指 導法に関する科目	各教科の指 導法	数学科教育法概説	2		2			2	(2)			
		数学科教育法特講Ⅰ	2		2							
		数学科教育法特講Ⅱ	2		2			2				
		数学科教育法特講Ⅲ	2		2							
		中等理科教育法概説	2	2		2	(2)					
		中等理科教育法特講Ⅰ	2	2								
		中等理科教育法特講Ⅱ	2	2		2						
		中等理科教育法特講Ⅲ	2	2								
		情報科教育法概説	2							2		
		情報科教育法特講Ⅰ	2							2		
		情報科教育法特講Ⅱ	2									
		工業科教育法概説	2									2
		工業科教育法特講	2									2
教育の基礎的理解に関 する科目	教職概論	2	2	2	2	(2)	2	(2)	2	2	[2]	
	教育原論Ⅱ	2	2	2	2		2		2	2		
	教育社会学概説	2	2	2	2		2		2	2		
	学校教育心理学概説	2	2	2	2	(2)	2	(2)	2	2	[2]	
	特別支援教育	2	2	2	2		2		2	2		
	教育課程論	2	2	2	2		2		2	2		
道徳、総合的な学習の 時間等の指導法及び生 徒指導、教育相談等に 関する科目	道徳教育指導論	2	2	2								
	総合的な学習の時間	2	2	2	2		2		2	2		
	特別活動指導論	2	2	2	2		2		2	2		
	教育の方法および技術(情 報通信技術を活用した教育 の理論及び方法を含む)	2	2	2	2	(4)	2	(4)	2	2	[4]	
	生徒・進路指導論	2	2	2	2	(2)	2	(2)	2	2	[2]	
	教育相談の理論と方法	2	2	2	2		2		2	2		
教育実践に関する科目	教育実習Ⅰ	4	4	4								
	教育実習Ⅱ	2			2	(2)	2	(2)	2	2		
	教育実習Ⅲ	2										
	事前及び事後の指導	1	1	1	1	(1)	1	(1)	1	1		
	教職実践演習(中・高)	2	2	2	2	(2)	2	(2)	2	2		
	合計単位数		39	39	31	(17)	31	(17)	31	31	[10]	

- 備考 1 教育職員免許法施行規則第5条第1項表備考第5号の特例により、高等学校一種免許状(数学又は理科)を取得しようとするときは、( )内の単位を修得し、合計単位数との差単位は、当該教科及び教科の指導法に関する科目について修得することができる。
- 2 教育職員免許法施行規則第5条第1項表備考第6号の特例により、高等学校一種免許状(工業)を取得しようとするときは、[ ]内の単位数を修得し、合計単位数との差単位は、当該教科及び教科の指導法に関する科目について修得することができる。
- 3 中学校教諭免許状と高等学校教諭免許状を両方取得する場合、教育実習Ⅰのみ修得する。教育実習Ⅰと教育実習Ⅱを両方修得する必要はない。
- 4 教育実習Ⅲについては、高等学校教諭免許状のみを取得するため教育実習Ⅱを修得した者が、中学校教諭免許状を取得する際に行う実習である。
- 5 教職に関する科目の単位は、卒業要件となる単位に算入しない。  
この表の「教職に関する科目」は、教育職員免許法施行規則第4条及び第5条に定める、教科及び教科の指導法に関する科目のうち各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目並びに教育実践に関する科目を指す。
- 6 平成31年4月1日以降に平成30年度以前入学者と同学年に編入学、転入学又は再入学した者で、次のいずれかに該当する場合は、総合理工学部履修細則(令和3年2月17日 一部改正)別表6の規定を適用する。
- 短期大学を卒業後、平成31年4月以降に編入学した場合
  - 高等専門学校又は専門学校を卒業後、平成31年4月以降に編入学した場合
  - 本学部の旧課程に在学していたものが、平成31年4月以降に卒業せず退学した後、間を置いて本学部に再入学した場合
- 7 備考6のいずれにもよらない場合の履修方法については、島根県教育委員会等と協議する。

## 5. 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法

免許状の種類	単位数	備考
中学校教諭一種免許状	4	「3. 教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）の単位の修得方法」に定める表に基づき修得した20単位及び「4. 教職に関する科目の単位の修得方法」に定める表に基づき修得した単位数を含めることはできない。
高等学校教諭一種免許状	12	

## 6. 介護等体験について

- (1) 中学校教諭一種免許状を受ける場合には、介護等体験が必要である。
- (2) 介護等体験に関し必要な事項は、別に定める。

### 【教職実践演習について】

教職実践演習は「教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第2条第1項の表備考 十 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科及び教職に関する科目（教職実践演習を除く。）の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。」として、全学年を通じた「学びの軌跡の集大成」として位置付けられている、教育職員免許状を取得するための必修科目です。

教職実践演習の履修学年は4年生ですが、入学の段階から教職課程に関する科目や教職課程外での活動等を通じての学修内容等の振り返り確認を行います。また、教員としての資質能力を形成するにあたっての自己課題や達成目標等を明らかにしながら学び続けるために、「教職履修ポートフォリオ」の作成が義務付けられています。この「教職履修ポートフォリオ」は以下の準備が必要です。

1. 「教職履修ポートフォリオ」についての説明会に出席すること。  
(2年生前期に実施)
2. 「教職履修ポートフォリオ」を提出すること。  
(2年・3年・4年の各学年の前期に提出)
3. 「教職実践演習」を履修するためには、履修年度において「教育実習」及び「事前及び事後の指導」以外の教育職員免許状取得に必要とされている科目をすべて修得していること。もしくは、当該年度において不足単位を修得見込みであること。